

人材開発支援助成金(事業展開等リスティング支援コース)改正

令和8年8月3日からの変更点について

1 「対象とならない訓練」が変更になります

本コースのDX化・GX化に関する訓練について、以下の実施目的の訓練は**助成対象外**となります。

- 職業、または職務に間接的に必要となる知識・技能を習得させる内容のもの
- 職業、または職務の種類を問わず、職業人として共通して必要なるもの

注意するポイントと具体例

特定の職業、または職務に必要な知識・技能を習得するためのものか

- 助成対象** 生成AIを活用して商品提案書の構成案作成、文章生成、修正方法を学ぶ営業担当者向けの訓練
 - ・営業担当者の具体的な業務に直結しており、そのまま活用可能な内容であるため助成対象
- 助成対象外** 生成AIを利用するために汎用的なプロンプトの作り方を学ぶ訓練
 - ・特定の業務への具体的適用を伴わない汎用的内容であるため助成対象外

マナー、リテラシー、概念理解にとどまっていないか

- 助成対象外** DXの概念、デジタル技術の概要、データ活用の考え方を学ぶ訓練
- 助成対象外** 脱炭素の基本理念や国際情勢、GX化を進める上で企業に求められる対応を学ぶ訓練
 - ・DX化・GX化を進める上での共通知識の習得にとどまり、具体的作業として業務に直接適用される内容ではないため助成対象外

訓練内容に沿って対象労働者を選定しているか

- 自社のエネルギー使用量データの収集方法、CO₂排出量算定ルールに基づく計算手順を学ぶ訓練
 - 助成対象** CO₂排出量算定業務を担当する者を対象とする場合は、業務プロセスに直接組み込まれる実務能力を習得できるため助成対象
- 助成対象外** 人事や営業に従事する者を対象とする場合は助成対象外

2 「受講回数の上限」が変更になります

本コースで助成が受けられる訓練の受講回数は、同一の労働者に対して一の年度^(※1)で3回までですが、このうち**eラーニングによる訓練^(※2)**の場合は、**同一の労働者に対して一の年度で1回までとなります^(※3)**。

※1 支給申請日を基準とし、4月1日から翌年3月31日までを指します。 ※2 複数の実施方法を組み合わせて訓練を実施する場合も含みます。 ※3 令和8年8月3日以降に提出された計画届に基づく訓練の受講のみ算入します。

例) 令和8年度に事業所が計画①～⑤を提出するとき

計画	計画届提出	訓練内容	支給申請	コース全体で	回数	支給
計画①	●	eラーニング訓練	●	コース全体で うちeラーニング	1回目 0回目	支給
計画②	●	eラーニング訓練	●	コース全体で うちeラーニング	2回目 1回目	支給
計画③	●	eラーニング訓練	●	コース全体で うちeラーニング	3回目* 2回目	不支給
計画④	●	eラーニング訓練 以外	●	コース全体で	3回目*	支給
計画⑤	●	eラーニング訓練 以外	●	コース全体で	4回目	不支給

R8.4.1 R8.8.3 改正 R9.3.31

*計画③は不支給となるため、助成が受けられる訓練の受講回数に算入せず、計画④をコース全体で3回目の支給対象として数えます。

注: 今回の変更には経過措置がございます。詳しくは支給要領・パンフレットをご確認ください。

人材開発支援助成金

検索

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunit/suite/bunya/koyou_roudou/koyou/kyuf/ukin/d01-1.html

